

第5章 都市づくりの方針

都市づくりの目標を踏まえて、「ゾーン」と「施策」の2つの観点から都市づくりの方針を以下のように整理して示す。またこれらの方針に沿ってこの先とくに力を入れていくべき事項を「重点テーマ」として定める。



5.1 ゾーンに関する方針

方針1 生き生きと自律・共存できるコンパクトなまちづくり

<方針1の考え方>

周囲を山岳や森林、河川など美しい自然環境や豊かな農地に囲まれている本県の各都市は、その恵沢を享受しながら地域固有の歴史・文化を築いてきた。都市の拡大により損なわれてきたこれら固有の環境やさらには地域のコミュニティなどを再生し、人と自然、都市と農山村が持続的に共存・共生できるまちづくりを目指していく。

そのためには、今ある市街地の姿を見つめ直し、既にストックされている都市インフラや低・未利用地を最大限有効活用するとともに、多様な都市機能の混在と集積による都市内部の再生・活性化を図る。また、低未利用地の有効活用や職住接近、公共交通サービスの充実を図るとともに、超高齢化社会にも対応した「歩いて暮らせる」が実現できるようコンパクトなまちづくりを目指す。

とくに中心市街地の魅力づくりと居住人口の回復を図ることに主眼を置く一方、郊外住宅地の適切な管理、「里」ゾーンでの計画的な土地利用の誘導など市街地内外の土地利用を総合的・一体的にマネジメントしていく考えに立ってまちづくりを進める。

また、地域社会の協働的・自律的な力を見出し、人、経済、歴史、文化など固有の要素が地域社会を循環し地域社会を支えるような仕組みを市民が中心となって再生・創出していく必要がある。

<方針1の内容>

a. 多様な機能が混在する魅力的な中心市街地の再生

中心市街地は、買い物、娯楽、飲食などの商業機能だけでなく、業務、文化、教育、福祉、行政、観光、居住など多様な機能が混在・集積していることに特徴がある。この特徴を活かし、低・未利用地を有効活用して、既存の建物や街区の再編を促し、都市機能の向上を図る。併せて、市町村や地元が主体となった商店街の改善や道路、駐車場などの基盤、公園、歩行者空間、水辺等のうるおい空間の整備などの取り組みに対して、ノウハウの提供を含め必要な支援を行い、中心市街地の魅力再生を促す。

県内には、門前町、城下町、宿場町など歴史的な雰囲気・景観をもつ街並みも多く残されていることから、これらを中心市街地の活性化や観光振興につながる重要な資源と捉え、そうした街並みの積極的な整備・再生を図るとともに、その他の地域資源も掘り起し、個性あるまちづくりを進める。また、広義の観光的な観点から、楽しみや豊かさが感じられる空間にしていくことを重視して、回遊バス等の運行や車両交通の制限がセットとなった歩きやすい環境づくりや、地区計画、住民協定等による美しい街並みづくり、観光拠点と主要施設などを結ぶまちなか観光ネットワークづくりなどに重点的に取り組む。

b. まちなか居住の促進

まちなか居住は、歴史・文化の蓄積や、都市の規模に応じた多様な機能の混在・集積があるなかに暮らし、それらに容易にアクセスできることにその魅力がある。このため、地域特性を踏まえた適正な土地利用コントロールを行い、商業施設や公共公益施設などの郊外立地による都市機能の分散を抑制し、まちなかに必要な機能の確保や誘

導を図るとともに、大規模開発に対しては、協議・調整のプロセスを組み込んだ総合的かつ広域的な土地利用調整を行う。

これにより、郊外への過度な人口流出を防ぐとともに、利便性の高いまちなかへの人口誘導と居住人口の回復を図り、まちなかの賑わいや歴史・文化を保全・継承・創出にもつなげる。具体的には、公営住宅の建設のみならず、空き家の利活用、低・未利用地を活かした街区の再編など多様な手法で快適な居住空間や商業機能・各種公共サービス機能の確保・充実を図り、魅力あるまちなか居住のモデルを提示して、高齢者や子育て世帯の都心居住を促す。

c. 環境に配慮した美しいまちづくり

C02 の削減、都市内での流域対策、緑地の確保など地球環境・地域環境に配慮し、環境負荷の少ないまちづくりに積極的に取り組む。

自動車交通による窒素酸化物（NOx）、CO2 等の排出を改善するため、できるだけ自動車に依存せず、都市内を円滑かつ快適に移動できるよう、歩行者・自転車空間の整備など都市構造を改善するとともに、現実的かつ効果的に公共交通機関への利用転換につながる交通需要マネジメント（TDM）施策を展開する。

農地、樹林地、河川、公園、その他の緑地空間などは、生物の生息、都市気温の上昇抑制、雨水等の流出抑制など環境調節機能を有することから、風致地区、緑地保全地区などの都市計画制度を用いて保全するとともに、低・未利用地を活用した都市内の緑化や公園等の整備など空間総量を全体的に増加させ、まちなかの緑の保全と創出を進める。

また、歴史・文化を活かした都市景観の保全・創出が、持続可能な生活空間の構築やまちなか観光の振興につながる重要な要素であることから、高度地区、風致地区、地区計画などの都市計画制度を効果的に活用して景観コントロールを進めるとともに、市民や専門家などが中心になって、公共空間や個々の建物などを含む都市空間全体をデザインできる仕組みづくりに取り組む。

d. 低・未利用地の適切な管理と利活用

現在、県内の多くの中心市街地では、人口や都市機能の流出などにより空き家や空き地などの低・未利用地が増加しており、また、まちなかや郊外部の工業施設についても、転出や廃業により低・未利用地化する傾向もみられる。

一方、将来的に世帯分離が終息し都心への人口回帰が進むと、郊外市街地の低・未利用地が増加し、地域が次第に荒廃する事態も懸念される。

このような状況に対し、早い段階から各市町村や地域が主体となって、低・未利用地を管理する仕組みをつくり、不動産流通の円滑化、敷地の交換分合による高度利用の推進、低・未利用地の公園化や市民農園利用などを進めるとともに、新たな利用が見込めない場合には、空地・緑地として維持したり、郊外部では積極的に再田園化するような取り組みも検討する。

また、これらの取り組みをマネジメントする組織の育成を行い、低・未利用地の利活用を推進する。

方針1 生き生きと自律・共存できるコンパクトなまちづくり

a. 多様な機能が混在する魅力的な中心市街地の再生

- ・ うるおいのある空間整備
- ・ 回遊して楽しめる観光まちづくり

b. まちなか居住の促進

- ・ 多様な手法による快適な居住空間の確保
- ・ 各種公共サービスの充実

c. 環境に配慮した美しいまちづくり

- ・ 車依存型の都市交通の改善
- ・ まちなかの緑の保全と創出
- ・ 高度地区、風致地区など都市計画制度の有効活用
- ・ 都市空間のデザインコントロール

d. 低・未利用地の適切な管理と利活用

- ・ 低・未利用地の利活用の促進
- ・ 郊外部の緑地化、再田園化

まちなかの低・未利用地や公共空間を活かしたエリアマネジメントの推進

- ・ 低・未利用地の再生・魅力化
- ・ 公共空間の多面的活用
- ・ マネジメント組織の育成

重点テーマ1（方針1関連）

まちなかの低・未利用地や公共空間を活かしたエリアマネジメントの推進

●低・未利用地の再生・魅力化

空き家を含め低・未利用地の実態を把握し情報共有を図るとともに、歴史的・文化的価値を有する空き家のリノベーションや、空き地の集約化・交換分合等による公園広場化、区画の整序、市民農園としての利用など、まちなかに来訪や移住の魅力を生み出す取り組みを促進する。

●公共空間における交流・賑わいの場の創出

駅前広場や道路（歩道）空間、公園、河川などまちなかの公共空間を、交流や賑わいの創出の場としての多面的に活用できるよう、公民連携のもとに、各種法制度の活用や手続きの円滑化を図りながら、実験的・試行的な取り組みを支え、段階的に事業スキームを構築していくエリアマネジメントの展開を促進する。

●マネジメント組織の育成

まちなかや郊外部の低・未利用地を借り上げ又は取得し、公益に資する事業を考案した民間企業や団体等に安価で貸与して利活用を促したり、公共目的でその利活用を進めるマネジメント組織の立上げや運営を支援する。

方針2 美しい農山村・集落づくり

<方針2の考え方>

美しい農山村の風景は、長野で生活する者と長野を訪れる者の双方にとって貴重な財産であると捉え、そのような風景を失わせる無秩序な開発を防止し、より美しく住みやすい田園環境を形成するため、農業振興や観光振興と連携しながら、きめ細かな土地・建物利用の誘導や生活基盤施設の整備を進めていく。

集落については、生活の場、仕事の場、交流の場としての拠点機能を強化していく。

<方針2の内容>

◇美しい景観の保全・再生

a. 遠景の眺望に配慮した幹線道路沿道の立地規制・誘導

美しい自然風景や農山村風景を堪能できる機会として、幹線道路を走る車内からの眺望が重要であることから、県内でも都市郊外の幹線道路沿道などにおいては、商業施設などの無秩序な立地によって良好な眺望が阻害されることを防ぐため、特定用途制限地域や地区計画などの法制度の活用や自主条例、景観協定などにより、幹線道路沿道における建築物や工作物を適正な立地誘導・形態規制を図る。

b. 景観育成を進める仕組みづくり

経済性や効率性、機能性を重視した都市づくりから、地域固有の歴史・風土・文化に根ざした景観の保全や、美しい都市・農山村を維持、再生、創出していくことを都市政策の柱として明確に位置付けていくとともに、土地利用計画、交通計画、公共施設計画、公園緑地計画など他の行政計画と総合的な連携を図っていく必要がある。

法令又は自主条例等によって、景観を整備・保全するための基本理念を明確化するとともに、行為規制等の仕組みや支援措置などの実現化方策に取り組む。

c. 集落コミュニティの維持・再構築

過疎化する集落地域などにおいて、地域の活力を維持するため、戦略的に新たな居住者の誘導を図る。その際には、優良田園住宅の活用やコーポラティブ型の開発などにより、地域づくりと一体となりながら、良好な農山村集落の景観と調和のとれた居住地形成を促す。また、都市住民等の田園居住ニーズに応えるため、自治体などが中心となって集落内の空き家等の情報収集や、希望者に情報提供する空き家バンク等の仕組みづくり、さらには付随する農地も含めて空き家等を適正に維持管理し、有効活用を後押しできる施策を進める。

これらの取り組みにより、新たな居住者を地域になじむ形で受け入れながら、集落コミュニティの維持・再構築を図る。

◇都市郊外における土地利用の安定化

d. 優良な農地など自然的資源の保全

田園地域の無秩序な開発を防ぐため、保全すべき農地など自然的資源については、その保全の必要性を圏域マスタープランや市町村マスタープラン等のなかで積極的に位置付ける。田園地域の土地利用の方向性については、保全すべき区域を含めて、主として地域に身近な市町村による取り組みのなかで、住民との合意形成も図りながら

決定する。

また、新規の宅地・建物の立地・形態については、都市計画制度や自主条例を活用した厳格な立地コントロールや、景観条例などによる形態的コントロールを行い、農地の保全・景観の保全を図る取り組みを進める。

e. 秩序ある美しい集落地の形成

とくに非線引き白地地域で発生している市街地のスプロール化を抑制し、秩序ある美しい集落地を形成するため、土地利用の方針に基づき土地・建物利用の適正な規制誘導を図る。

具体的には、都市計画区域の拡大、区域区分と開発許可制度の積極的な活用、地区計画、用途地域、風致地区の新規指定や、総合的な土地利用調整コントロールなどにより、きめ細かな土地・建物利用の規制・誘導を進める。また、詳細な土地利用計画の策定、計画への住民意見の反映、都市計画制度だけでは実現し得ないきめ細かな規制・誘導を図るため、市町村の条例制定を支援し、集落単位で良好な景観や環境づくりの取り組みを進める。

■美しい農山村・集落をつくるためのその他の取り組み

○農林業・農山村振興のための支援

- ・地域・集落単位で森林・農地の維持管理、経営継承に関する主体的な計画の策定
- ・農林業を支える多様な人材の育成、農林業を継続又は新規就農・就林しやすい環境の整備
- ・鳥獣被害防止対策の強化、ジビエの利活用の推進
- ・農林産物ブランドの確立、地産地消の促進 など

○新たな農村・田園観光の推進

- ・グリーンツーリズム、農林業体験、市民農園などの新たな農村観光の推進
- ・既存ストックを有効利用した農地、水利施設の整備
- ・フットパス（散策路）やサイクリングコース等の整備、利用者に対する各種サービスの充実 など

方針2 美しい農山村・集落づくり

◇美しい景観の保全・再生

a. 遠景の眺望に配慮した幹線道路沿道の規制・誘導

- ・ 建築物や工作物の適正な立地誘導・形態規制

b. 景観育成を進める仕組みづくり

- ・ 土地利用計画、交通計画などとの総合的連携
- ・ 行為規制、支援措置への取り組み

c. 集落コミュニティの維持・再構築

- ・ 良好な農山村集落の景観と調和のとれた居住地形成
- ・ 空き家等の適正な維持管理、有効活用

◇都市郊外における土地利用の安定化

d. 優良な農地など自然的資源の保全

- ・ 圏域マスタープラン、市町村マスタープランでの保全資源の明確化
- ・ 市町村によるきめ細かな土地利用方針（計画）の策定

e. 秩序ある美しい集落地の形成

- ・ 土地・建物利用の規制誘導制度の活用

美しいふるさとの風景を味わえる空間づくり・仕組みづくり

総合的かつ広域的な土地利用調整の仕組みづくり

○農林業・農山村振興のための支援 ○新たな農村・田園観光の推進

重点テーマ2（方針2、方針3関連）

美しいふるさとの風景を味わえる空間づくり・仕組みづくり

●自然景観や農山村景観を味わえる空間づくり

美しいふるさとの風景を展望するビューポイントとして、本県が認定する「信州ふるさとが見える丘」や、まちなかも含めた県下各地の良好な視点場の周知や案内、その周辺又はアプローチ動線の整備など、生活者が郷土を学び、風景の保全意識を高め、来訪者が風景を味わえる空間づくりを進める。

また景観条例などにより、美しい風景を眺められる幹線道路沿道や鉄道沿線、河川沿いなどの景観保全を図るとともに、農山村エリアを巡るフットパスやサイクリングコース等の整備を図る。

●農山村景観を保全する仕組みづくり

モデル集落を指定して、地元主導による景観・土地利用・環境整備・観光対策・営農対策などの総合的な計画づくりを推進するとともに、協議会活動や景観整備やグリーンツーリズムに対する支援を行う。

地域の貴重な景観・歴史資産である「棚田」などについては、文化財保護法によるほか景観条例や維持管理のモデル事業など多様な手段により保全や活用を図る。

重点テーマ3（方針2、方針3、方針A関連）

総合的かつ広域的な土地利用調整の仕組みづくり

自然と人間、都市と農山村が持続的に共存・共生していくために、市街地内外における多種多様、大小様々な開発事業を対象として、都市環境の保全の視点からマスタープランに即した開発事業を誘導できるよう、事業者、県、市町村による事前協議の手続きを定めた仕組み（条例制定など）を構築する。

とくに大規模集客施設については、中心市街地の活性化や広域的な見地からの郊外部の立地コントロール、ハザードマップなど災害リスクを踏まえた土地利用誘導の必要性等を総合的に勘案して、圏域マスタープラン等の方針のもとに、県と市町村が協力しながら、必要な規制や、新たな周辺基盤整備を伴わない地域への立地誘導を図っていく。

方針3 自然環境の保全と活用

<方針3の考え方>

山岳、森林、里山、田園、河川、湖沼等の美しい風景や環境を今後も維持し、水資源の供給、災害防止等の多様な機能を確保していくため、自然地域において保全及び開発の方針を明確にするとともに、保全する区域については、法制度等による土地利用の規制と、環境を支える森林整備への支援や森林の利活用等を一体的に進めていく。

<方針3の内容>

a. 保全及び開発の方針の明確化

「山」や「里」のゾーンにおいては、災害リスクも考慮して無秩序な開発を防止し、良好な自然環境や風景を保全していくため、圏域マスタープランや市町村マスタープラン等において保全と開発の方針を明確にする。

良好な景観の保全、水資源の供給、災害防止等の面で重要な自然地域は積極的に保全する区域としていく一方、自然環境への影響や交通基盤等を考慮して、観光地や田園・林間居住地としての利用が可能な区域についてもできる限り明らかにしていく。

b. 貴重な自然環境の保全

貴重な植生・生態を有する地域や防災・水資源確保の上で重要な地域、あるいは地域の里山として保全の必要性が高い地域においては、自然公園、自然環境地域、保安林、緑地保全地区等の強い規制を今後も継続していくとともに、指定区域の拡大に努める。

また、当該地域において無秩序な林地開発等が懸念される場合には、都市計画区域への編入についても検討する。

c. 良質な計画開発の誘導

森林や田園地域は開発行為等を抑制することを基調とするが、観光地、林間居住地やその他の目的で新たな開発行為を許容する場合には、良質な環境整備がなされるよう、地域の特性に応じた適切な開発水準等を設けるなど良質な開発誘導に努める。

またその実現のために、大規模開発に対して協議・調整のプロセスを組み込んだ総合的な土地利用調整の仕組みを検討する。

■■良好な自然環境を支えるその他の取り組み

○森林の整備・維持管理への支援

- ・林業事業体の育成、間伐等への助成、林道の整備、県産材の利用の促進 など

○森林・里山の新たな利活用の推進

- ・環境保全活動、体験学習、エコツアー等、森林・里山での新たな観光や活動
- ・集落の住民が、都市住民の参加も得ながら、自ら身近な森林を整備したり、森林空間の多様な活用を行う「郷土の森林」整備事業の推進
- ・森林・里山の利活用に総合的に取り組む、環境保全モデル地区の設定 など

○開発者負担、受益者負担の導入

- ・自然地域における開発者や利用者が、周辺の良い自然環境を保全するための費用を一定程度負担する仕組みの検討

方針3 自然環境の保全と活用

a. 保全及び開発の方針の明確化

- ・圏域マスタープラン、市町村マスタープランでの保全・開発方針の明確化

b. 貴重な自然環境の保全

- ・保全規制の継続・新規指定
- ・都市計画区域の活用

c. 良質な計画開発の誘導

- ・望ましい開発水準の設定
- ・開発許可、条例等の活用

総合的かつ広域的な
土地利用調整の仕組みづくり

- 森林の整備・維持管理への支援
- 開発者負担、受益者負担の導入

- 森林・里山の新たな利活用の推進

5.2 施策に関する方針

方針A 災害に強いしなやかな県土の形成

<方針Aの考え方>

東日本大震災後に制定された国土強靱化基本法の制定を踏まえ、本県の特色でもある自然環境の魅力を享受する暮らしのなかには常に一定の災害リスクが潜んでいることを鑑みながら、「まち」、「里」、「山」それぞれの生活の場に応じて、ハード面で必要な防災・減災対策を図るとともに、災害が起きたときの対応や被害を被った後の復旧・復興などまちの回復力を高めて、災害に強いしなやかな県土の形成を進めていく。

<方針Aの内容>

a. 安全な市街地・集落の形成

市街地・既存のまとまった集落は居住の集約を図っていく場であることを考慮し、大地震時における県内の被害の危険性を把握するとともに、県民に対して情報提供やPRを行う。また、住宅等の耐震診断・補強を支援し、地震に強い市街地を形成する。

市街地を新規に拡大する際には、水害やがけ崩れ等土砂災害の危険性に十分に配慮して適地を選定するとともに、個々の開発についても災害危険性の高いエリアへの立地は抑制を図り、既存の建物についても、災害のリスクに応じて、より安全なエリアに誘導できる仕組みづくりを進める。

災害時又は復旧時における市町村間、圏域間での広域連携を強化し、河川を軸にした流域単位での総合的な治水・利水を図っていく。

b. 生態系を活用した防災・減災

森林や農地による災害を未然に防いだり、被害を軽減する効果を有することから、地域の特性に応じて、これらのグリーンインフラの防災・減災機能を効果的に活用し、その機能の維持・継承を図っていくことにより、生態系サービス機能を活かしながら暮らし生活モデルを構築・展開していく。

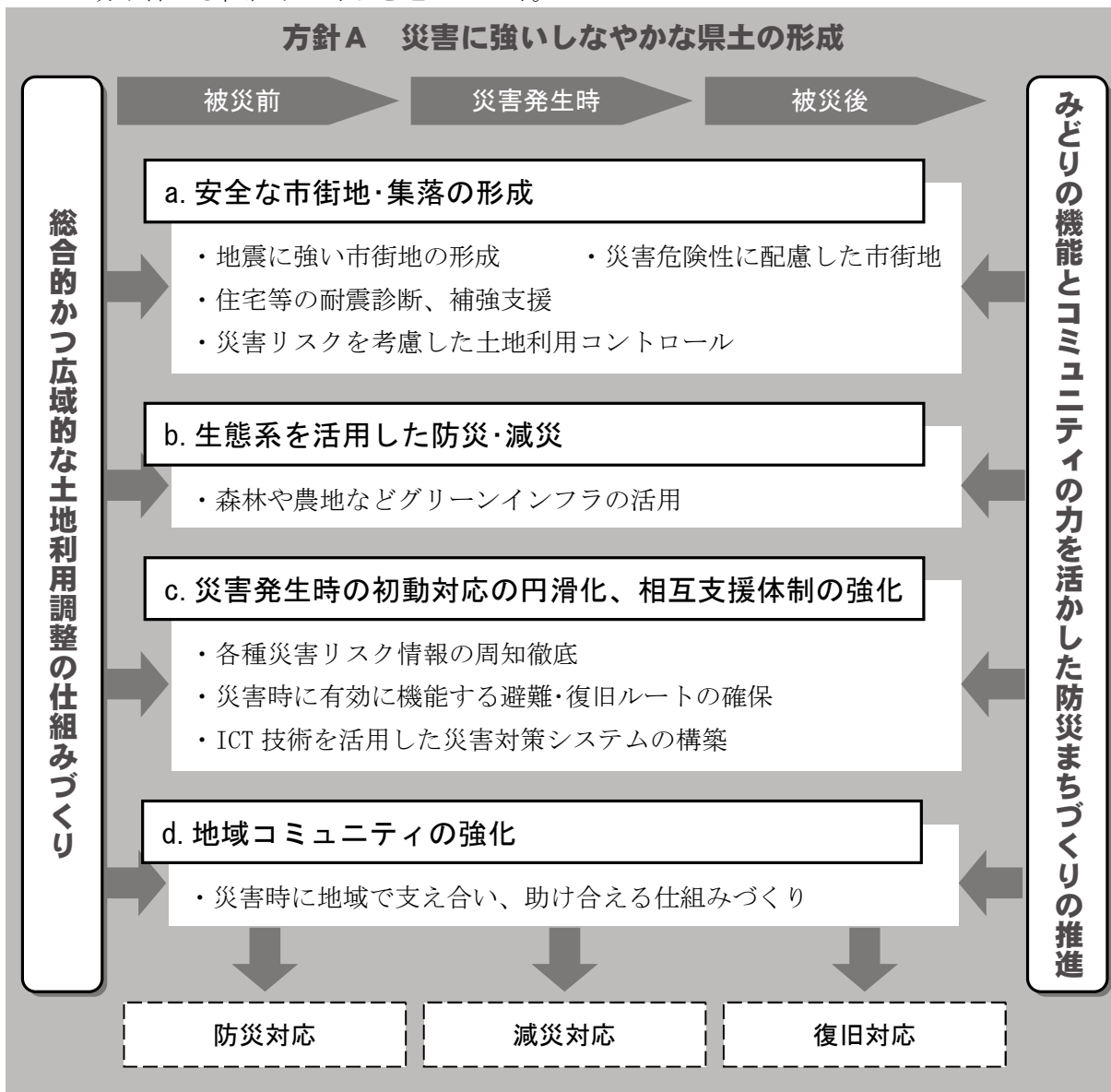
c. 災害発生時の初動対応の円滑化・相互支援体制の強化

各種災害についてより精度の高いハザードマップを整備し、リスク情報の周知徹底を図るとともに、避難路や緊急輸送路、重要物流道路の整備、無電柱化、バリアフリー化など災害時に有効に機能する避難・復旧ルートや、平常時・災害時を問わず安定的かつ安全・円滑に利用可能な道路網の確保、さらには、センサーによる監視、ドローンによる調査・物資輸送など ICT 技術を活用した災害対策システムの構築を図り、ハード・ソフトの両面で、災害発生時の初動対応の円滑化と大規模災害を想定して圏域間など広域での相互支援体制の強化に努める。

d. 地域コミュニティの強化

長野県北部地震や長野県神城断層地震では地震の規模が大きかったにも関わらず死者が出なかった背景には地域コミュニティの役割が大きい。暮らしの場に互いを気にかけて、助け合えるコミュニティがあることは減災や災害からの復旧の面で極めて大きな効力を発揮することから、地域コミュニティの維持・継承を進め、互いに支え合い、

助け合える仕組みづくりを進めていく。



重点テーマ4（方針A関連）

みどりの機能とコミュニティの力を活かした防災まちづくりの推進

●みどりの防災・減災機能の保全・活用

防災・減災に寄与する緑地や災害発生後の復旧に資する拠点として機能する公園の整備を進める。

また、森林や農地のもつ防災・減災機能を今後も発揮させるために、その機能の恩恵を受ける流域住民らが、それらの維持管理活動に参加できる仕組みづくりを進める。

●地域防災力を支えるコミュニティの保全・継承

災害発生時に互いに助け合えるコミュニティの継承を図るため、いまある暮らしを維持する観点から、既存の集落を保全できる土地利用コントロールを図る。

方針B 環境と調和した良好な居住地の形成

<方針Bの考え方>

まちなかのほか、居住地や別荘地として利用される田園・林間居住地も、県民や移住者の居住スタイルの選択肢を増やし、地域の活性化にも資するものとして積極的に捉え、二次的な開発による既存居住地の環境悪化や、無秩序な開発による自然環境の破壊、財政負担の増大などを防ぐため、開発適地の選定による計画的な開発誘導ときめ細かな建築コントロールにより、魅力的かつ多様な居住地のストックを維持・形成していく。

<方針Bの内容>

a. 既存居住地と新規開発可能地の明確化

既存ストックの維持と無秩序な新規開発を防ぐため、圏域マスタープランや市町村マスタープラン等のなかに既存ストックや新規開発可能地を位置付ける。

b. まちなかの居住地の再編

まちなかは、空き地の増加で生まれる空間的なゆとりを積極的に活かし、緑化や緑地空間の創出、宅地の区画形状や道路の線形・幅員の改善など居住地の再編につなげる。また、街区公園や近隣公園など居住地内の都市公園は、遊具の維持管理や長寿命化のみならず、居住地の交流の場としてリニューアルを促し、住環境の魅力を高める都市インフラとして有効活用を図る。

c. 郊外の既存居住地の生活利便性・快適性の向上

集落も含め、ある程度の定住化が進んだ郊外の居住地に対しては、交通基盤や生活利便施設の整備などにより、生活の利便性、快適性を高める。

また近年増加しつつある空き家は、活用可能なものは住宅ストックとしての活用を促す。活用困難なものについては、適正管理を促しながら早期に解体し、新たな宅地ストックとしての活用や居住地の再編、住環境の改善につながる空間としての活用を図る。古民家的な価値を有するものについては、住宅以外の用途も含め、地域資源としての有効活用を促す。

d. 良質な新規田園・林間居住地の誘導

新規開発を計画的に誘導するため、都市計画区域の拡大・統合、区域区分と開発許可制度の活用、地区計画の活用などを進める。

新たな建物は景観と調和し、街並みとともに良質な居住地ストックとなるよう、県や市町村の条例による誘導や、総合的なデザインコントロールの視点に立った地区計画、建築協定、景観協定など住民協定等によるルール策定を進める。

また、林間住宅地等の開発行為が周辺の自然環境の保全と森林所有者への支援につながる方策を検討する。

■■環境と調和した良好な居住地を形成するためのその他の取り組み

○維持管理問題への対応

- ・空き家、空き別荘等の維持管理問題への支援策の検討

○自然エネルギーの有効活用と景観等への配慮

- ・太陽光や小水力、バイオマス等の自然エネルギーの活用と発電施設の景観や周辺環境への影響対策の検討 など

方針B 環境と調和した良好な居住地の形成

a. 既存居住地と新規開発可能地の明確化

- ・既存居住地・新規開発可能地のマスタープランでの位置付け

b. まちなかの居住地の再編

- ・緑化促進、緑地空間の創出
- ・公園のリニューアル

c. 郊外の既存居住地の生活利便性・快適性の向上

- ・交通・生活利便施設等の整備

既存の市街地・集落の住環境マネジメント

総合的かつ広域的な土地利用調整の仕組みづくり

d. 良質な新規田園・林間居住地の誘導

- ・都市計画制度や条例等による居住地内のデザインコントロール

○維持管理問題への対応

○自然エネルギーの有効活用と景観等への配慮

重点テーマ5（方針B関連）

既存の市街地・集落の住環境マネジメント

●空家等のマネジメントによる田園・里山環境と調和・共生した生活空間の創出

地域や市町村、関係事業者らが連携して空き家を適正管理する仕組みづくりを促すとともに、地域活性化に資する古民家の利活用に際しての柔軟な対応や、空き地を市街地・集落の住環境の改善に活かす整備・再編の取り組みを進め、交流空間や緑地空間の創出、田園・里山環境と調和・共生した生活インフラの形成を図る。

●各種協定制度等を活用した高質な住環境形成

新規に複数のまとまった住宅をつくる際には、事業者に対し、地区計画や建築協定、景観協定、緑化協定など各種協定制度の活用を促し、高質な住環境形成を図る。

既存の住宅地においては、質の高い住環境を保全・創出するためのルールづくりなどの住民主体の取り組みを促進する。

方針C 生活・産業・観光を支える交通体系の構築

<方針Cの考え方>

本県を取り巻く国土レベルでの広域骨格的な交通網の発達により、等時間到達可能範囲が拡大してきたことから、今後は生活・産業・観光面でその効用を活かすために、既存道路の有効活用と長寿命化を図りながら、広域・根幹的な交通基盤や圏域内道路ネットワークの形成のため必要な道路整備を進める。

また、ICT 技術を活かして交通システムの高度化を図り、安全で快適な交通環境の創出を図る。一方で、公共交通機関の維持・充実や徒歩・自転車の利用環境の整備等により、車への過度の依存からの脱却にも取り組み、利便性が高く環境にもやさしい交通体系を構築していく。

<方針Cの内容>

a. 広域・根幹的な交通基盤づくり

幹線道路の構想路線は、国土軸の一部を担う圏域間の道路ネットワークを踏まえ、災害時に有効に機能する物資等輸送ルートの確保や観光周遊ルートの強化、交通結節点へのアクセス性の改善など、整備の効果や緊急性等を吟味し、必要な路線については、県民の意見も取り入れながらルートを決し、着実な整備に向けた取り組みを進めていく。長期間未整備の都市計画道路は見直しを図り、改めてその必要性やルートの再検討を行って優先順位を明確にしたうえで整備していく。また県道については、本県独自の規格での整備や、農道や林道の活用等により、効率的な整備を進めるとともに、既存の道路の適切な維持管理・更新を図りながら、計画的に広域交通ネットワークを確保・形成していく。

既存の幹線道路も含め、広域・根幹的な道路は、広域的なトラフィック機能やリダンダンシーの確保を重視し、沿道系施設の立地等でその機能が著しく阻害される可能性がある場合は、沿道の土地利用の適切な規制・誘導を行う。また、美しい風景を有し沿道からの眺望の確保が重要な地域にも、同様の規制・誘導を行う。

b. 圏域内の道路ネットワークの形成

10 圏域は日常の生活、観光、産業等の活動範囲とほぼ重なっており、道路網の形成による利便性の向上や交流の促進に効果が高いことから、圏域内の主要地点や観光地間を効果的につなぐ道路ネットワークを検討し、効率的な方法で整備を進めていく。

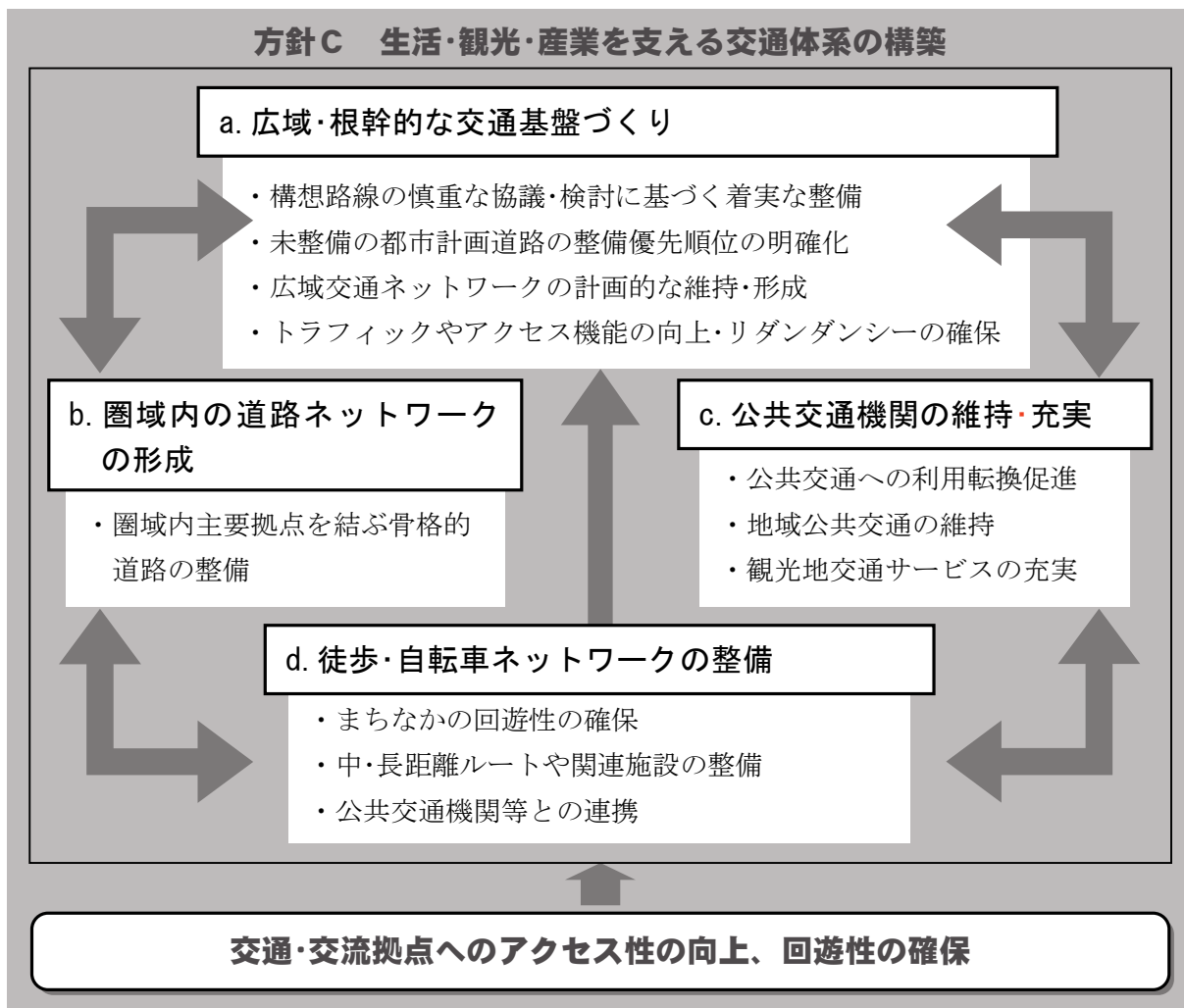
c. 公共交通機関の維持・充実

交通渋滞の緩和や環境負荷低減のため、運行ダイヤの工夫やパーク・アンド・ライドシステムの導入など公共交通機関への利用転換の促進を図るとともに、既存の鉄道網（JR・私鉄・三セク）は維持しつつ、コミュニティバスや自動運転技術等の導入で、持続的に地域公共交通を維持できるしくみの構築を図る。

また、生活や観光の利便性向上のため、交通結節点（ハブ）の機能を強化するとともに、ハブと観光地の間や観光地間を円滑に結ぶ交通サービスの充実を図り、観光二次交通の機能を強化する。

d. 徒歩・自転車ネットワークの整備

まちなかは、都市機能の集積を活かして、駅や交流拠点を中心に歩いて暮らせるまちづくりや観光まちづくりを念頭に、安全かつ快適な歩道や自転車道の整備を進め、利便性や回遊性の向上を図る。また、新たな観光ネットワークの創出や環境問題への配慮のため、観光施設、文化財、自然資源、見晴らし台などの観光ポイントやまちなかを結ぶ中・長距離の徒歩・自転車ルートと、休憩所等の関連施設を整備する。ネットワークの形成にあたっては、駅やサービスエリアへのレンタサイクルの設置や、列車への自転車の持ち込みなど、公共交通機関等との連携に努める。



重点テーマ6（方針C関連）

交通・交流拠点へのアクセス性の向上、回遊性の確保

● **地域公共交通網の確保・充実**

公民連携による貨客混載や自動運転システムの導入検討など、事業としての採算性を考慮して地域公共交通網の確保・充実を図る。鉄道も地域公共交通網のなかに組み込み、パーク・アンド・ライド駐車場など、利用者増につながる整備を進める。

● **公共空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の促進**

駅や交流拠点施設は、段差解消やエレベーターの設置など施設周辺部も含めバリアフリー化を進めるとともに、案内サインの多言語化やICT技術・サービスを活用したわかりやすい情報発信など、誰もが使いやすいユニバーサルデザイン化を図る。

方針D 地域資源を活かした魅力ある産業・観光の育成・創出

<方針Dの考え方>

産業については、新たなイノベーションを起こす可能性を秘めた IoT（モノのインターネット）や AI（人工知能）などの ICT 技術の活用環境を整え、「まち」、「里」、「山」それぞれの豊かなライフスタイルとの融合を図り、地域資源の活用と環境との調和を重視して、地域に根差した産業の育成と創出を目指していく。

観光については、本来のその言葉の意味*を踏まえて、暮らしや産業と密接に関わる側面や、県民自身の余暇・レクリエーションとしても大きな意味をもつことを重視し、観光を足がかりに日常生活の豊かさの向上を図りながら、既存の観光地の育成と新たな観光の創出を目指していく。温泉地やスキー場、城下町、門前町、宿場町など本県の既存の観光地は、その数や実績からして、広範かつ重要な都市づくりの基盤であり、その豊富なストックや美しい風景・良好な環境を活かし、インバウンドを含めた旅行者のニーズも踏まえて、ハード・ソフト両面から必要な整備・改善を進める。

また、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、産業観光等、地域特性を活かした観光を重視し、県内又は地域に長期間滞在して、あるいは周遊して楽しむ観光地づくりを進め、地域の活性化や地域内経済循環の創出につなげていく。

※「観光」とは本来、自然と人事の諸現象を表わし、宇宙の理法を説いた、中国の儒学の5経の一つ『易経』のなかに出てくる言葉で、「国の光を観る」という意味である。「国の光」とは、「地方それぞれのすばらしい個性」を観るということであり、「国の光」の最も基本的な要素は、その地域をとりまく環境や地方文化である。

<方針Dの内容>

◇地域産業の育成・創出

a. 都市型産業の立地需要への対応の充実

「まち」ゾーンでは、空き店舗のリフォームやリノベーション、空き地の有効活用につながる都市型産業の立地需要に対し、規制制度や補助制度など、利用可能物件の円滑供給に資する総合的支援の仕組みづくりを進め、対応の充実を図る。

b. 環境調和型産業等の適正な立地・形態の誘導

「里」、「山」ゾーンでは、自然環境資源を適正かつ有効に活用する産業や、自然豊かな環境に立地を求める産業の立地需要に対し、ICT 環境の充実など必要な整備を図るとともに、高速交通網へのアクセス性が確保できるなど適正な場所への立地や周囲の緑化、建物の高さなど、周辺景観・環境に調和した立地・形態の誘導を図る。

◇観光まちづくりの推進

c. 観光資源の保全・活用

特定の自然景勝地や観光施設だけでなく、人々の暮らしや産業と密接に関わって維持されている良好な自然環境や景観、歴史的な建物、有形・無形の文化財など、地域にある資源の観光的価値を共有し、その保全と活用を進めていく。

既存の観光地では、観光の目的となるものの本質的な価値を再認識し、その魅力をさらに高める整備や仕組みづくりを進める。また、これまで観光地として認知されていない場所においては、地域資源の掘り起し、その魅力を磨く取り組みを進める。

d. 観光地の総合的な環境整備・景観育成

来訪者が地域に滞在して、その土地の魅力をじっくり味わえる観光地づくりを目指し、歩行者優先ゾーンの指定や共同駐車場の整備、主要動線の歩道の連続性や歩行者の安全な通行に必要な幅員の確保、休憩所の設置、観光の目的となる施設やトイレのバリアフリー化など歩いて楽しめる空間整備を進める。自転車利用に対しても同様に、安全かつ快適に移動できる動線の確保や自転車道の整備を図る。その他、インバウンドへのわかりやすい案内誘導の仕組みづくりや、誰もが安全に利用して楽しめるようにするための施設の改修整備など、観光地全体でユニバーサルデザイン化を進める。

また、観光地の多くは暮らしの場でもあることから、周囲の環境と調和した統一感のある街なみのデザインや、花・緑による修景、電線の地中化など良好な景観を生み出す整備や仕組みづくりを進めることで、居住者自らが誇れる良好な住環境の形成にもつなげていく。さらに、公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境や空き家等を活用した休憩施設の整備、ICT 技術の活用等により、おもてなし機能や情報提供機能の向上を図る。

来訪者の安全性、利便性、回遊性、快適性を高めるこれらの総合的な取り組みより、観光地の魅力を醸成していく。

e. 広域的な観光ネットワークの魅力向上

広域観光周遊ルートなども念頭に、来訪者が県内外の観光地を周遊して楽しめよう、既存の道路網や鉄道を十分に活かしながら、母都市と観光地の間や観光地同士を有機的に結ぶ道路の整備、高速道路から観光地へのアクセス性を高めるスマート IC の設置、ハブとなる鉄道駅やバスターミナルの再整備等を進め、圏域や既存の観光エリア等の枠組みにとらわれない広域的な連携や公共交通機関相互の連携強化を図る。

また、観光ネットワーク上の中継点で、地域との交流や地域活性化の拠点にもなる道の駅についても機能強化も促し、休憩機能や情報発信機能のみならず、地域観光のゲートウェイとして機能を高めることにより、広域的な観光ネットワークの魅力向上を図る。

■■観光地を魅力的にするためのその他の取り組み

○地域資産目録の作成

- ・住民参加による、新たな観光資源となりうる大小様々な地域資源の発掘
- ・今後の地域づくりの核としての活用策の検討、地域資産目録としての整理

○新たな観光の推進

- ・サイクルツーリズム、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、産業観光などの導入
- ・地元住民との交流や自然とのふれあいを楽しめるプログラムづくりや場の整備

○観光サービスの質的向上

- ・観光客のニーズの多様化・高度化、旅行形態の変化への対応（滞在型観光地としての宿泊施設のホスピタリティの向上、情報発信の強化など）
- ・インバウンドの増加に対応したサービスの改善（多言語・多文化に対応した施設整備やサービスの提供など）

○観光人材の育成

- ・「白馬マイスター」や「安曇野案内人倶楽部」などの実践的な取り組みをモデルに、地域の魅力を伝えるインストラクター・ガイド、風景の「語り部」の育成
- ・観光の対象となる伝統的な文化、地場産業の営みを継承する担い手の育成

方針D 地域資源を活かした魅力ある産業・観光の育成・創出

◇地域産業の育成・創出

a. 都市型産業の立地需要への対応の充実

- ・空き家や空き店舗の有効活用
- ・規制制度や補助制度対応

b. 環境調和型産業等の適正な立地・形態の誘導

- ・ICT環境の充実
- ・周辺景観・環境との調和

県土の暮らしと産業の魅力を味わえる滞在・周遊型の観光地づくり

◇観光まちづくりの推進

c. 観光資源の保全・活用

- ・地域資源の掘り起し・本質的な価値の共有
- ・地域資源を守り育てる取り組みの充実

d. 観光地の総合的な環境整備・景観育成

- ・観光地全体のユニバーサルデザイン化
- ・おもてなし機能や情報提供機能の向上

e. 広域的な観光ネットワークの魅力向上

- ・道路・公共交通サービスの充実・機能向上

○地域資産目録の作成 ○新たな観光の推進 ○観光サービスの質的向上 ○観光人材の育成

重点テーマ7（方針D関連）

県土の暮らしと産業の魅力を味わえる滞在・周遊型の観光地づくり

●地域固有の生活、歴史、文化、産業を活かした観光まちづくりの推進

地域固有の生活・産業の体験の場づくりや、歴史的な街並みの保全、文化財等を巡る散策路やサイクリングコースの整備など、エリア単位で観光まちづくりを進める。

●地域の魅力を味わえる休憩・宿泊機能の強化

農山村の既存の民家や店舗、古民家など活用可能な空き家のリノベーションを促し、地域住民と交流できる休憩施設や、既存の宿泊施設と共存できる範囲で農家民泊施設の普及を図り、来訪者のホスピタリティを高める空間づくりを進める。

●情報通信・提供機能の充実・強化

公共施設や観光施設へのWi-Fiの設置など情報通信環境の充実を図るとともに、インバウンドにも対応して、多言語の案内サインやピクトサインの導入、サインの統一化を進める。また、地域資源をデータベース化・共有化し、地域資源の魅力を伝えられるガイド（風景の語り部など）の育成を図る。